会　議　録

新庄市教育委員会

開 催 月 日	令和 8 年 9 月 29 日（火）
開 催 場 所	新庄市役所 301・302 会議室
出 席 委 員	津田浩教育長、栗田正人委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員、小野智絵委員
欠 席 委 員	なし
出 席 課 長	岸聡教育次長兼教育総務課長、大町淳学校教育課長、小関紀夫社会教育課長
欠 席 課 長	なし
議 事 の 大 要	

午後 2 時 00 分より、教育長のあいさつで、9 月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

津田浩教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期を 9 月 29 日、1 日とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づき、教育長が斉藤浩昭委員と奥山京子委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和 8 年 8 月定例教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

（1）令和 8 年 9 月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

（教育長）それでは「令和 8 年 9 月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について」私から報告します。資料を開きまして 1 ページ目をご覧ください。この度は 4 名の議員さんより質問をいただいたところであります。

はじめに渡部正七議員より子育てに関して、「家庭が抱える課題が複雑化・多様化し、人間関係、家庭環境など様々な課題を抱え込み不登校等が増加している中で、ちょっとした困りごとを日常の延長線上で吐き出せるように、学校・福祉・子育て支援などの関係機関が連携することが重要と考えるが、学校ではどのような対応を行っているか。」という質問をいただき、「家庭に問題を抱えている児童生徒に対しては、学校のみの対応は、困難であるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、様々な方のお力を借りて問題解決や支援につなげている。各学校では、その相談窓口について保護者連絡システム等を活用し周知を行っている。これからも「子供家庭センター」と、関係機関が連携を図りながら、保護者が相談しやすい体制を作っていきたい。」と答

弁しました。

続いて鈴木啓太議員からは読書活動の推進について、「生成 AI が急速に社会へ浸透する中で、情報を読み取り、自ら判断し、自分の考えを言語化していく力が重要になってくると考えられるが、市教委としては読書教育についてどのように考えているか」という質問をいただき、「読書教育はこれまで以上の重要な役割を担うものと捉えている。「第三次新庄市子供読書活動推進計画」においても、読書は読解力や想像力、思考力、表現力を養うとともに、自らの世界を広げながら、学ぶ楽しさや知る喜びを体験して、探求心を培う上で欠くことのできないものと位置付けている。従って、学校図書館を活用した学習活動や市立図書館、地域団体と連携して、子供たちが多様な本に出会い、読書を通して自ら学び、考え、表現する力を育むことができる環境をこれからも作っていきたい」と答弁しました。

続いて小嶋富彌議員からは 4 つの質問がありました。1 つ目に「今年度の全国学力・学習状況調査の結果を分析し、課題を明らかにしたうえでどのような教育施策を講じていくのか。」という質問をいただき、「小学６年生、中学３年生の全教科で全国平均、県平均を下回る結果だった。その中で、言葉や式、定義の意味を正しく理解して活用する力、根拠を明らかにして適切なものを選ぶ力が弱い傾向にあった。アンケートでは、「自分で考え自分から取り組んでいる」「自分でまとめている」「どう考えたのか説明している」という質問に対して肯定的に答えた子の正答率は高かく、その辺りが今後成績向上していくための 1 つのポイントになってくんじゃないかと思う。いずれにしても、学びに向かう力の育成にむけて今後もしっかり指導していきたいと思う。」と答弁しました。2 つ目に、「東京北区で起きた火災に関連して、本市での防火設備の点検や、避難訓練の実施状況はどのようになっているか。」という質問をいただき、「防火点検は消防法に基づいて、年 2 回、しっかり点検している。それから避難訓練についても、各校の消防計画に基づいて年間 2・3 回ずつやっているが、もっと精度の高い避難訓練を実施するために消防本部より指導いただいて、もっと実効性のある訓練を行うように、教育委員会としても指導をしている。」と答弁しました。3 つ目に、「防犯カメラの設置についてこれまでどのような検討をしてきたか。」という質問をいただき、「市内に既に設置されている防犯カメラとの調整や設置する場所、費用などの調査を踏まえて、今後はスケジュール等について検討を行う予定としている。これからも児童生徒が安心して学べる環境整備を進めていきたい。」と答弁しました。4 つ目に、「少子化が顕著に進む中、子供たちが新庄で育つ意味を実感できる教育が必要だと考えられるが、ふるさと学習について今どんな体系で実施しているのか。また、地域の歴史・文化・産業・人材を生かした学習をどのように充実・発展させていくのか。」という質問をいただき、「ふるさと学習を行いながら、新庄に誇りを持つ児童生徒の育成を目指している。1・2 年生は生活科の授業、3 年生以上は総合的な学習の時間を中心とし地域の歴史・文化・産業・自然・まちづくり等を題材として計画的に学習している。また、「私たちの新庄市」という副読本を独自で作成し、3・4 年生の社会科で新庄市の地理や歴史、産業等について広く学習をしている。いずれにしても、「調べる・考える」で終わるのではなく、「発表する・提案する」というような一連の流れを通して、地域の方々、新庄市のいろんな方々との出会い・ふれあいのきずなを深めて、地元新庄から自分が必要とされているという自己有用感を育む教育を進めていく。」と答弁しました。

最後に坂本健太郎議員より、地域学校協働活動推進員の配置、処遇、それから学校教育課と社会教育課の連携等についての質問を今までも頂いておりましたが、学校間格差等の問題が今現在もまだあるのではないかということで、2 つの質問がありました。まず 1 つ目は、「地域学校協働活動に

よってどんな成果が生まれたのか、そして市はどのように評価・検証をしているのか。」という質問をいただき、「一例としまして、日新小学校では火曜日の中間休みを活用し、地域の方々が誰でも気軽に楽しめる遊びができる「昔のあそびをたのしむじかん」を設定し、子どもたちのコミュニケーション能力や社会性の向上、地域の活性化を目指している。また、新庄中学校ではこれまでの職場体験をさらに発展させ、求人票に対して生徒が応募し面接まで行ったうえで職場体験を行う「新中ハローワーク」を開催し、生徒の社会性の向上が図られるとともに、参加事業所においても生徒や保護者への認知度の向上につながった。こういった形で地域と学校とがしっかり結びつくような形ができてきている。」と答弁しました。2 つ目に、「推進員の処遇や人材育成、それから学校教育課で配置している学校司書や支援員と社会教育課の連携はどのようになっているか、そして持続可能な推進体制をどういうふうに構築していくのか」という質問いただき、「地域学校推進協働活動推進員は学校を中心とした地域づくりが大事な仕事となっており、地域づくりをするための大事な組織なんだと認識している。うまく学校と地域を結びつけていただいているところもあるが、一方でなかなかそういった活動ができていないような地域・学校区もあるということなどから、学校運営協議会委員の方々と一緒になって、うまくベクトルを合わせながら取り組みを進めている。今後ともそういった取り組みを深めていき、そして今後の推進体制については、推進委員の負担軽減をし、役割分担を考え、処遇改善についても検討していきたい。」と答弁しました。以上が議会報告でございます。

（教育長）只今の説明について質問があればお願いします。

（委員）質問なし

6. 議事

報告第 1 号　損害賠償の額の決定についての専決処分について
議案第 43 号　令和 8 年度 9 月補正予算に係る臨時代理の承認について

（教育長）報告第 1 号「損害賠償の額の決定についての専決処分について」報告をお願いいたします。

（学校教育課長）それでは私のほうから、報告第 1 号「損害賠償の額の決定についての専決処分について」ご説明申し上げます。資料 5 ページをお開きください。これは地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を決定することについて専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。資料 6 ページ、処分第 1 号については、請求者が市内在住女性、原因につきましては、以前の協議会でもご報告申し上げておりますが、今年 8 年 6 月 5 日に行われました、新庄市金山町小学生陸上競技記録会におきまして、強風により陸上競技場に設置しておりました、テントが飛ばされ、駐車場にあった車 6 台に接触し、破損したものであります。賠償額につきましては、12 万 8991 円、専決処分の日につきましては 8 月 17 日となっております。続きまして 7 ページ、処分第 2 号については、請求者が金山町在住男性、原因につきましては処分第 1 号と同様です。賠償額につきましては 26 万 8136 円、専決処分の日は 8 月 17 日となっております。現在残り 4 件につきましては、事務作業を進めておりますので、整い次第ま

たご報告いたします。以上です。

（教育長）只今の説明についてご質問があればお願いします。

（委員）質問なし

（教育長）ありがとうございます。進めさせていただきます。次に、議案第 43 号「令和 8 年度 9 月補正予算に係る臨時代理の承認について」提案説明をお願いいたします。

（教育次長）それでは私から議案第 43 号「令和 8 年度 9 月補正予算に係る臨時代理の承認について」ご説明申し上げます。はじめに、教育長からもありました通り、今現在 9 月議会が開会中でございます。明日が最終日ということで、今回皆さんにご説明する補正予算については採決が行われる予定になってございます。本来ですと、9 月議会本会議提案前に皆様にご説明するところですが、スケジュールの関係上、先月の 8 月の段階でできなかったという部分がありましたので、今回の定例教育委員会でご説明するということになりましたので臨時代理の承認となった次第でございます。ご了承願いたいと思います。それでは 8 ページの総括表をご覧ください。歳入につきましては 14 款の土木使用料から 22 款の教育債まで、補正要求額といたしましては 388 万 3 千円となってございます。基本的にはこれから説明いたします歳出の特定財源となる部分であります。特に特徴あるところにつきましては、14 款の使用料につきまして、前回ふるさと歴史センターの通常開館についてご説明いたしましたが、それにより使用料いただくことになりましたのでその分の計上になっております。また、18 款の寄付金につきましては、先に 300 万で、予算計上していたところですが、寄付をいただいた際に、スリーエムの会長さんが「3」という数字にこだわりがある方でして、実際 333 万円いただいたという部分で残りの 33 万円を歳入として計上しているところでございます。次に、歳出のほうをご覧いただきたいと思います。歳出につきましては、10 款 1 項 2 目の事務局費から 9 ページの 10 款 5 項 13 目の山屋セミナーハウス費まで、補正要求額が 4,109 万 4 千円となってございます。こちらについては、様々な部分について所要の補正を行っているところでございますが、10 ページ以降の要求内容については各担当課長より詳しく説明いたしますのでよろしくお願いします。

それでは教育総務課分について説明いたします。10 ページをご覧ください。まず歳入につきましては先ほど説明いたしました寄付金 33 万円、あと教育債ということで 180 万円となってございます。こちらの教育債につきましては、学校の修繕費に充てる起債となってございます。次に歳出でございます。まず最初に事務局費として、会計年度職員の報酬等がありますけどもこちらについては、4 月 1 日人事異動に伴います、所要額の補正となってございます。次に修繕料については、旧消防本部の修繕料になります。消防本部が新しい庁舎へ移転となり、昔の消防本部につきまして、広域の建物ではありますが市の方で無償貸与を受け、車庫部分をスクールバスの車庫として今現在活用してございます。大変古い建物ですので様々な部分が劣化してるというところがありまして、特にシャッターが古くなっておりまして、電動シャッターに変えるという部分で補正を計上したところであります。あと 10 款 2 項一目の学校管理費の小学校分についても、修繕が必要な部分が出てきており、これについての補正となってございます。その中で特に北区で話題になりました避難救助袋が日新小学校のほうに設置されておりまして、こちらの劣化が進

んでいるということが今回の消防点検で発覚しましたので、速やかに対応するため補正で対応しているところでございます。委託料につきましても、今年度になりまして必要な業務委託が発生しましたのでその分について、補正をしているところでございます。特徴といたしましては中学校でも出てきているんですが、学校の周りに木が結構植えられている事例があるんですが、どこの学校も立ててから何十年とたっておりまして、木が非常に大きくなっております。木がそもそも腐ってくるという場合もありますし、近隣の住民の方に枝や落ち葉など、ご迷惑をおかけしている部分が多々発生しておりますので、今回集中的に伐採をしているというところでの予算計上となってございます。その他についても同様の内容となっておりますので資料をご覧いただきたいと思います。以上です。

（学校教育課長）続いて、学校教育課分についてご説明いたします。資料 11 ページご覧ください。歳入につきましては、この通りですので、ご覧ください。次に歳出です。10 款 1 項 3 目教育指導費が 231 万円ほどの減額となっておりますが、主なものといたしましては、会計年度任用職員報酬が教育相談員 3 名配置の予定で計上しておりましたが、現在 1 名減、2 名体制で行っており、なかなか人員の確保が難しい状況がございます。その減額分となっております。また、10 款 2、3、4 項 2 目の教育振興費について、小中義務教育それぞれ消耗品費、手数料が減額となり、委託料が増額となっております。これは昨年度まで実施しておりました NRT テスト、これが用紙代を消耗品費、採点料を手数料という形で支出していたのですけれども、今年度から、年度内での学力の定着を図るということで標準学力調査に移行いたしました。この標準学力調査につきましては、用紙代、採点代ということではなく、一括した料金となっておりますので、委託料という形で組み替えを行っているところでございます。以上、よろしくお願いいたします。

（社会教育課長）私の方からは社会教育課の要求内容ということでご説明をさせていただきます。まず初めに、歳入のほうですが、総額で 176 万 7000 円の要求となってございます。このうち、16 款 2 項 7 目教育費県費補助金と 21 款 4 項 4 目の雑入に関しましては、歳出に財源充当する予算となってございますので、歳出の際に説明させていただきたいと思います。残る 14 款 1 項 5 目のふるさと歴史センター使用料でございますが、先ほど次長の方からもご説明ありましたが、8 月 22 日から通常開館という形で、2 階の民俗資料館の方も通常通り、開館をしてございます。それに伴いまして、使用料の方も通常通りの徴収という形にしてございますので、その観覧料の予算を今回計上したという形になってございます。続きまして歳出の方になりますが、12 ページから 14 ページまでになりますけれども、こちらの方は総額で 523 万円を計上してございます。初めに 10 款 5 項 1 目、10 款 5 項 8 目、10 款 5 項 11 目、それぞれ社会教育総務費、ふるさと歴史センター費、社会体育費になりますけれども、こちらの各職員給与費につきましては、給与改定や、それから 4 月の人事異動に伴う過不足分を調整するものでございます。また 3 目の公民館費から 13 目の山屋セミナーハウスの各会計年度任用職員の報酬手当につきましても同様に、給与改定によるものでございます。10 款 5 項 5 目の文化会館費、9 目の雪の里情報館費の修繕料につきましては、当初の緊急修繕の枠を予算執行してしまいましたので、そのための修繕の予算をそれぞれ追加するものでございます。10 款 5 項 6 目の文化財保護費 34 万 3 千円でございますが、新庄亀綾織に係る地域おこし協力隊の人件費や事業費の調整、それから、文化財の標柱看板の修繕、それと指定天然記念物になっている「市立図書館カヤノキ」の剪定業務の委託料等々となっ

てございます。続いて 10 款 5 項 8 目のふるさと歴史センター費につきましては、現在、最上公園の駐車場整備工事を都市整備課の方で発注して行ってございますが、それに伴って歴史センターの駐車場の出入口も移動になるという形になってございます。現在の場所から保健センター側の方に移動になるということで、そちらの方の案内看板を更新するものでございます。10 款 5 項 11 目の社会体育費の謝金の 28 万 8 千円、費用弁償の 13 万 4 千円でございますが、こちらの方は部活動の地域展開を今後も円滑に進めるため、昨年同様総括コーディネーターを配置して、地域展開に向けた体制整備を図るものでございます。先ほどの歳入予算で申し上げた教育費県費補助金の運動部活動地域展開推進事業補助金 28 万円は、この謝金とそれから費用弁償にかかる県からの充当財源でございまして、国庫補助金も含まれた形で県から交付される予定となってございます。補助率はそれぞれ国 3 分の 1 県 3 分の 1 という形になってございます。続いて 10 款 5 項 12 目の体育施設費のうちの修繕料 210 万 7 千円のうち、市体育館の機材倉庫屋根、それから武道館屋根、北辰屋内運動場屋根の修繕はいずれも昨シーズンの豪雪により破損したものでございまして、先ほどの歳入予算で申し上げた雑入の建物総合損害災害共済金 65 万 3 千円は、これら修繕の共済金でございまして、共済率は 2 分の 1 となってございます。あと旧北辰小学校跡地内樹木伐採や樹木診断業務委託に委託の 30 万につきましては、現在、旧北辰小の跡地整備を進めてございますけども、その事業を推進するに当たり、危険樹木等の伐採を行うため事前に診断を行うものでございます。最後に備品購入費の 161 万 2 千円につきましては、陸上競技場の 4 種公認の手続きを今現在進めてございますが、現在使用してございます超音波風速計に不具合が生じており、修理できないということでしたので、これを新たに更新するものでございます。以上、社会教育課の要求内容とさせていただきます。よろしくお願いします。

（教育長）只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

（委員）異議なし

（教育長）それでは議案第 43 号「令和 8 年度 9 月補正予算に係る臨時代理の承認について」は提案の通り承認されました。

7. その他

なし

8. 閉会

午後 2 時 45 分、9 月の定例教育委員会を閉会する。

10 月定例教育委員会を、10 月 26 日（月）午後 2 時 00 分より市役所 301・302 会議室で開催することを確認した。